

安心と安全を
わが家に。

◆ 防犯対策で
住まいの安心を
レベルアップ！ ◆

住宅用防犯設備の 購入、設備に対する 支援事業

防犯設備の設置を支援し、
安全で安心して暮らせるまちづくりを応援します。

対象となる防犯設備(中古品を除く)

全国防犯協会連合会が
推奨する建物部品
(CP製品)



※CPマーク
防犯性能の高い建物部品

窓やドアなどに使用する防犯
性の高い建物部品で、侵入を防
ぎます。

防犯カメラ



不審者の侵入を抑止し、証拠記
録にも有効です。

録画機能付き
インターホン



来訪者を映像で確認でき、安心
して対応できます。

センサー付きライト



人の動きを察知して点灯し、侵
入者を威嚇します。

補助錠



既存の鍵にプラスすることで、
侵入に時間をかけさせます。

ガラス破壊センサー

ガラスが割られた時の音や振動を感知し、警報音
や通報で侵入者を威嚇します。

センサー付きアラーム

人の動きや振動、熱などを感知し、警報音や光で侵
入者を威嚇します。

防犯砂利

踏むと大きな音が出るように加工された砂利で、
不審者の侵入を音で知らせます。

支援の
内容

対象製品の購入・設置費用(税込)の半額分の
JCBギフトカードを簡易書留で郵送

※上限額を30,000円とし、千円未満を切り捨てた金額とする



申請
期間

令和8年7月1日～令和9年1月29日(必着)

※期間中でも、予算上限に達し次第終了します。

対象者

- ・鹿児島県内に居住する方
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない方

※この事業は、国の「重点支援地方交付金」を活用しています

支援事業の詳細は裏面をご覧ください

支援の要件

- 鹿児島県内に所在する販売店での購入・設置に限る
- 令和8年4月1日以降に対象製品を購入し、令和9年1月29日までに設置が完了していること
- 自宅に対象製品を設置していること
- 自己所有でない家屋(アパート、借家等)への設置について、所有者又は管理者(大家等)から同意を得ていること
- 販売や賃貸、その他の事業を目的として所有・管理する物件への設置ではないこと
- 住宅の新築・改築工事等において、他の工事費用と対象製品の購入・設置費用を明確に区分し、領収書や内訳明細書などで費用の内訳を明らかにすること
- 防犯カメラ設置において、設置場所及び撮影範囲は申請者自身の住宅等の敷地内であること
- 防犯カメラ設置において、やむを得ず自宅敷地外が撮影範囲に入る場合は、範囲内に入る住居等の居住者に事前説明を行い、同意を得ていること
- 防犯カメラ設置において、共同住宅の場合は、他の住人のプライバシーに配慮し、住人が映り込む場合は説明を行い、管理会社にも同意を得ていること

申請の注意点

- 同一の住所(又は同一の世帯)につき1回限りです。
- 複数の対象製品を合算して申請することは可能です。
- 優良防犯電話機購入支援事業に申請していても、申請することは可能です。

申請書類

(申請書類は郵送、若しくは事務所への持参に限ります)

申請様式2 防犯用品購入支援金交付申請書 (住宅用防犯設備用)	鹿児島県警HP 	警察署や販売店などで配布、又は鹿児島県警のホームページからダウンロードしたもの https://www.pref.kagoshima.jp/ja09/seianki20240614.html
レシート又は領収書(原本) ※コピー不可、申請様式3に貼付		品名、型式、購入日、購入店舗、購入金額が記載されたもの
本人確認書類のコピー (マイナンバーカード、運転免許証等) ※申請様式3に貼付		申請者及び対象者の氏名、生年月日、現住所が記載された身分証明書(マイナンバーカードは表面のみ、運転免許証の住所が変更された場合は表裏とも)
対象製品の確認書類 ※コピー可、紙に印刷したもの		対象商品の製造メーカー、品名、型式等が記載されたカタログや仕様書の該当するページ、取扱説明書の表紙、商品のパッケージ、製品保証書など
対象商品の設置写真 ※紙に印刷、もしくは白紙等に写真を貼りつけたもの		対象商品の設置後の写真及び設置位置が確認できる全景写真

申請先及びお問い合わせ先

防犯用品購入支援事務局

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町14-10

☎099-821-0188

FAX 099-259-0307

※受付時間: 平日9:00~17:00
(8月13日~15日、年末年始は除く)

Eメール info@nanjs.co.jp